

## 中学校給食 食物アレルギー対応申請書

枚方市立 中学校長

下記のとおり食物アレルギーがあるため、食物アレルギー対応食の提供または飲用牛乳の提供中止について申請します。

なお、給食の予約注文の際に、自己責任において給食の使用食材を確認し、誤食等の未然防止に努めることを誓います。

## 1. 食物アレルギーの状況

対象品目	既往症(食べたときの症状)

## 2. 飲用牛乳の対応(乳アレルギーのある人は、いずれかに○印をつけてください)

飲む ・ 飲まない

## 3. 治療等の状況

直近の受診日	年 月 日
医療機関名 及び医師名	
治療方針等	

令和 年 月 日

枚方市立 中学校 年 組 番

ふりがな  
生徒氏名

保護者氏名

※自署願います。

## 中学校給食における食物アレルギー対応の申請手続きについて

食物アレルギーがあつて、食物アレルギー対応食の提供や飲用牛乳の提供中止を行う場合は、申請手続きが必要です。「そば」、「落花生」、「かに」、「くるみ」は、給食で使用しませんので申請書の提出は不要です。

## ●申請手続き

①中学校給食 食物アレルギー対応申請書 および ②学校生活管理指導表を学校に提出してください。年度単位の対応となりますので、進級時は次年度分の申請を改めて提出することが必要です。

## &lt;① 中学校給食 食物アレルギー対応申請書 &gt;

※提出が遅れると、翌月からの対応が難しい場合があります。

## &lt;② 学校生活管理指導表 &gt;

※「学校生活管理指導表」を期日までに提出されない場合は、食物アレルギー対応を行えません。

## ●予約注文について

「中学校給食 食物アレルギー対応申請書」を提出された方は、基本食と対応食のいずれかを一日単位で選択することができます。

献立表または配合割合一覧表等で使用食材を確認して、いずれか食べられる方を選択し、いずれも食べられない場合は、注文しないでください。

なお、副食(おかず)の弁当箱には、複数のおかずが盛り付けられています。注文の際はご注意ください。

※学校給食を治療目的のトレーニング食とすることはできません。

## ●飲用牛乳の提供中止について

飲用牛乳の提供中止は、乳が食物アレルギーの原因物質の生徒に限っての対応となります。

乳糖不耐症等、アレルギー以外の場合は、別途ご相談ください。

## ●食物アレルギー対応の終了

治癒などにより、食物アレルギー対応の必要がなくなった場合は、「食物アレルギー対応終了申請書」を学校に提出してください。

問い合わせ先

〒573-1159 枚方市車塚1丁目1-1

枚方市教育委員会 総合教育部 おいしい給食課

TEL 050-7105-8030 FAX 072-851-1744

mail kyushok@city.hirakata.osaka.jp